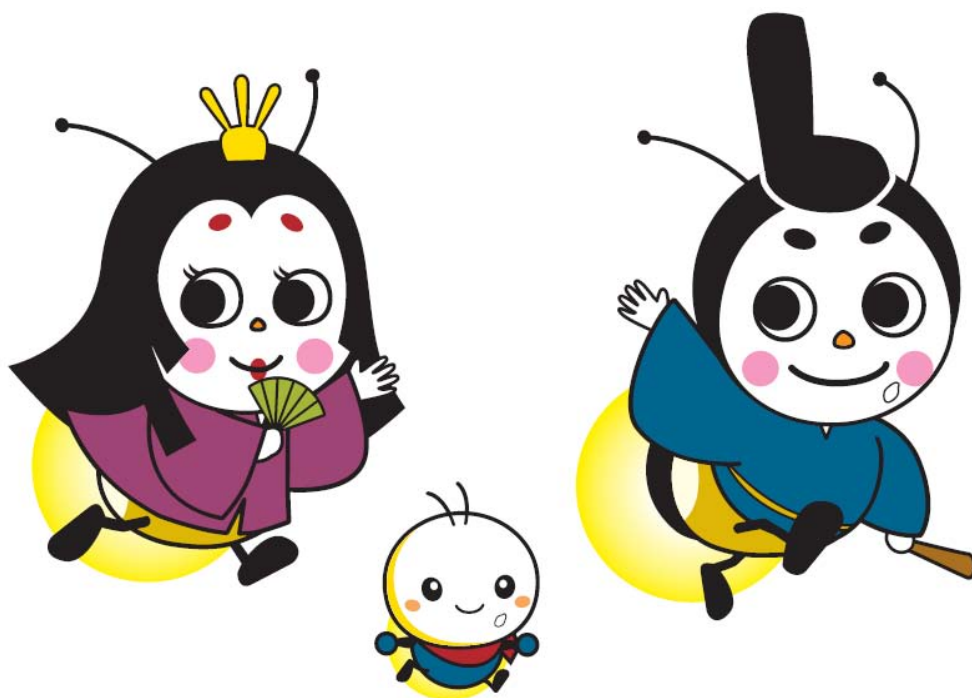


# 財政収支の見通し



姫ママル

ホタルン  
(ほたるん)

源氏パパール

平成 23 年 10 月

米原市

# 目 次

## 財政収支の見通しについて

1 作成の目的と位置付け -----	2
2 推計方法 -----	2
(1) 基本的事項 .....	2
(2) 個別事項(歳入) .....	3
(3) 個別事項(歳出) .....	4
3 財政見通し -----	5
(1) 歳入 .....	5
(2) 歳出 .....	8
4 歳入歳出総額と財政収支の見通し -----	11
(1) 歳入総額 .....	11
(2) 歳出総額 .....	12
(3) 財政収支の見通し .....	13

## 財政用語の説明

予算関係 .....	15
歳入関係 .....	16
歳出関係 .....	18
決算関係 .....	20
財政指標 .....	20

# 財政収支の見通しについて

## 1 作成の目的と位置付け

今後の本市を取り巻く財政環境は、歳入の基幹である市税において、一昨年度の大幅な減収から一部持ち直しの兆しはあるものの、依然として景気回復の動きが弱く、本年度決算見込みでは市税全体として前年度を約 1.3% 下回るものと予測しています。次年度以降においても、こうした景気動向に加え、固定資産税の評価替えの影響等もあり、大幅な増収を見込める状況にはありません。

一方歳出は、高齢化の進行や景気低迷等による社会保障関連経費の増加に加え、合併以後の積極的な基盤整備などに伴う公債費や、公共下水道事業会計などへの繰出金の増加により、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「地方財政健全化法」という。)が平成 21 年から完全施行されており、より一層緊張感を持った適切な財政運営が求められます。

地方財政健全化法は、地方自治体の財政を4つの指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)により判断し、その数値に応じて自主的な改善に取り組む「財政健全化団体」と財政破綻に当たる「財政再生団体」に区分し、早期の段階で財政健全化を促すことで地方自治体の財政破綻を防止しようとするものです。また、公営企業会計は資金不足比率により経営の健全化が判断されます。

各指標の算定結果は、全て早期健全化基準以下でしたが、本市においては、基盤整備のほとんどを市債で賄ってきたことから、特別会計等の公債費を含めて算定する実質公債費比率は依然高率で推移しており、地方債発行に際し総務大臣等の許可が必要となる 18%をいつ超えてもおかしくない状況にあります。

これらの社会経済情勢や地方財政制度等を踏まえるとともに、「米原市総合計画・実施計画」策定に向けた事務ヒアリング等から優先度の高い事業を組み入れ、今後10年間(平成24年度から平成33年度まで)の財政収支の見通しを作成しました。この見通しは、長期的展望に立ち、限られた財源を効率的に運用し適切な財政運営を行っていくための指針として位置付けます。

## 2 推計方法

### (1)基本的事項

- ◆ 総合計画・実施計画の内容を十分精査し反映するものとします。
- ◆ 収支見通しの期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。
- ◆ 普通会計ベースでの作成とします。
- ◆ 平成23年度については、決算見込額を基本として計上しています。
- ◆ 合併団体の特例措置を有効に活用するとともに、市債発行、歳出の抑制を図り、財政の健全化に向けた内容とします。

## (2) 個別事項(歳入)

### 【市税】

現行制度を基本として推計しています。市民税は、個人市民税で所得控除の見直しによる影響を反映しているほか、生産年齢人口を基に推計しています。法人市民税では緩やかな回復を見込んで推計しています。固定資産税は過年度の決算状況により推計しているほか、3年ごとの評価替え、米原駅東部土地区画整理事業や坂田駅前の開発、市内企業の工場増設による影響を反映しています。

### 【地方交付税】

普通交付税は、合併による特例制度に基づき算定していますが、制度改正の動向を視野に入れ、年2%の減額で推計しています。また、合併特例債償還額に係る交付税措置については、総額に包括的に算入されているものとして試算しています。なお、平成27年度からは一本算定に向けた激変緩和措置期間に入るため(3町合併分)、所要の減額措置を行っています。

### 【分担金及び負担金】

分担金及び負担金は、平成23年度決算見込額を基に推計しています。

### 【使用料及び手数料】

使用料及び手数料は、平成23年度の決算見込額を基に推計しています。

### 【国庫支出金・県支出金】

国庫支出金は、一部制度改正が明らかとなっているものは反映させて推計していますが、そのほかについては現行制度が継続するものとして推計しています。

県支出金についても、一部制度改正が明らかとなっているものは反映させて推計していますが、そのほかについては現行制度が継続するものとして推計しています。

国県ともに一括交付金化に向けた制度改正の動きはありますが、不確定要素が多いこと、また総額としては現行の水準が維持されるべきものと考えことから影響額は見込んでいません。

### 【財産収入】

普通財産貸付に係る収入と基金利子見込額を基に推計しています。

### 【繰入金】

平成24年度は公債費の一部(公的資金補償金免除繰上償還分)の財源として充当するため、市債管理基金繰入金を見込みますが、以降は財政収支不足額を明らかにするため、基金からの繰入金は見込んでいません。

### 【繰越金】

平成23年度決算見込みによる繰越金を平成24年度に計上し、以降は財源不足のため計上していません。

### 【市債】

現行の地方財政制度を基に、通常の地方債と合併特例債発行見込額を推計しています。

臨時財政対策債は、今後も制度が続く見通しで推計しています。

### (3) 個別事項(歳出)

#### 【人件費】

職員給については、平成23年度の給与ベースを基礎とし、各年度の退職、採用予定数を見込んで推計しています。

#### 【扶助費】

年1%の増加を見込んで推計しています。

#### 【公債費】

平成22年度までに発行した地方債は償還計画に基づき計上しています。平成23年度以降は、投資事業に充当できる市債の試算により償還額を試算しています。(合併特例債の借入れ条件:20年償還、据置期間2年、利率2.5%、元金均等償還)

公的資金補償金免除繰上償還に係る公債費については対象額を見込んでいます。

#### 【物件費】

総合計画実施計画などを基に、短期で臨時的に支出する経費を考慮するほか、経常的に支出する経費については、年2%の減少を見込んで推計しています。

#### 【補助費等】

総合計画実施計画などを基に、短期で臨時的に支出する経費を考慮するほか、経常的に支出する経費については、年1%の減少を見込んで推計しています。

#### 【積立金】

基金利子相当分を計上しています。ただし、「地域の絆でまちづくり基金」※の利子分は地域創造支援事業の経費に充てるため控除しています。

※ 合併後の地域振興を目的として、合併特例債(充当率95%)を財源に積み立てた基金。平成20年度に12億6,500万円、平成21年度に12億6,183万円を積み立てました。

#### 【繰出金】

介護保険、後期高齢者医療については年3%の増加を見込むほか、下水道事業等への繰出金は、収支計画などを基に今後の所要見込額を考慮し推計しています。

#### 【投資的経費(普通建設事業費)】

主要事業については、総合計画との整合性を図るため、3年の計画期間で作成する実施計画から想定される事業を把握した上で、時期や事業費、財源の調整を図っています。

市債発行額と公債費の抑制を図り、財政の健全化に向けた計画とするため、平成28年度以降は事業費を15億円で据え置きます。

### 3 財政見通し

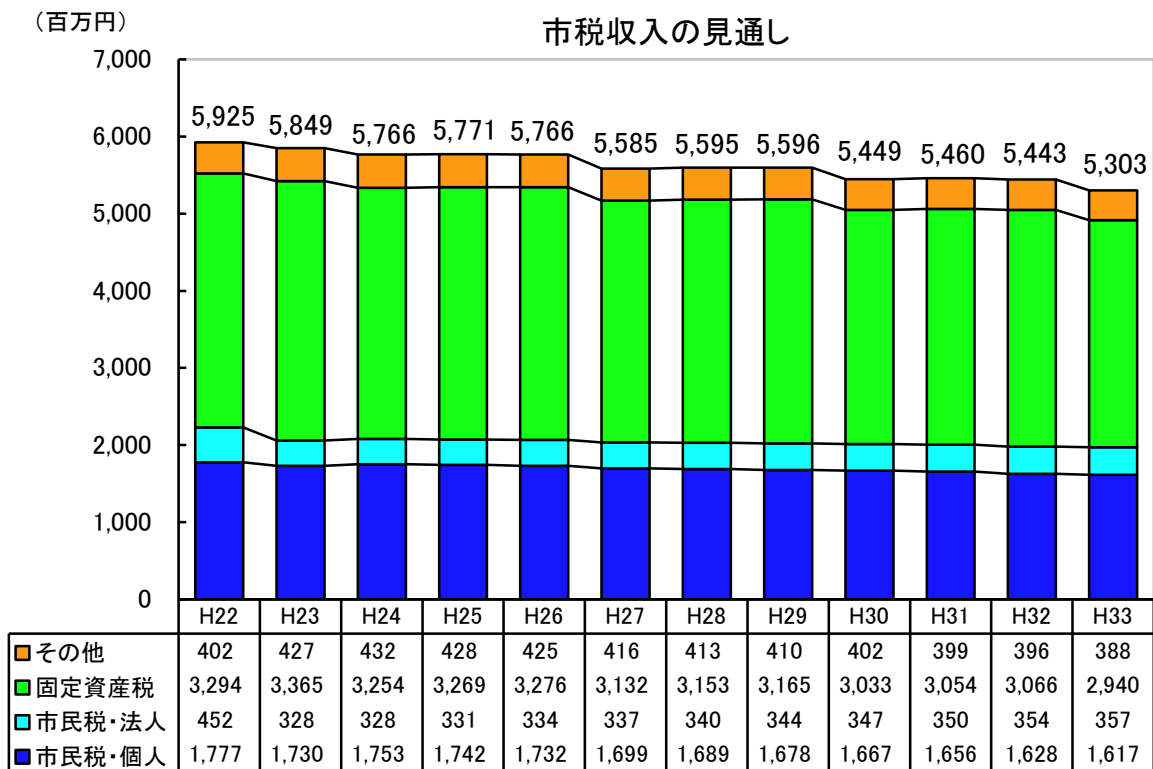
#### (1) 歳入

##### ① 市税

市民税(個人)では生産年齢人口を基に1人当たりの税額を求め、総合計画に用いた将来推計人口の生産年齢人口の推移により試算しています。平成24年度以降は所得控除の見直しによる増を一定見込んでいます。

市民税(法人)では、景気回復の鈍化から平成24年度は平成23年度と同水準で見込んでいますが、その後は緩やかに回復すると見込んで推計しています。

固定資産税では、3年ごとに評価替えが実施される影響額を、評価替え前年度と評価替えの年度の収入額を基に試算しています。土地区画整理事業関連では区域内での家屋新築等に伴う固定資産税の増収見込みについては、土地は平成25年度から平成34年度まで毎年4,391千円の増、家屋は平成28年度から平成37年度まで毎年7,479千円の増を見込み、平成37年度の土地家屋合計額は約118,700千円の収入増を見込んでいます。



※表示単位未満を四捨五入しており、積み上げた合計が一致しない場合がある。(以下、各表同じ。)

##### ② 地方交付税

###### ア 普通交付税

本年度の普通交付税は、5,583,295千円、前年度比144,008千円の増(増減率約2.6%)でした。これは、公債費(特に臨時財政対策債、合併特例債の償還)の増加や臨時財政対策債振替相当額の減少によるものです。

合併特例法(旧法)では、合併当初は合併に伴う臨時的経費が必要とされることや、人件費、施設管理費など、すぐに削減できない経費もあることを考慮し、合併した年度およびこれに続く10年間は、合併前の市町村が個々に存在した場合の交付税額の合計分が交付され、その後5年間で段階的(0.9、0.7、0.5、0.3、0.1)に縮減していく合併算定替が認められています。合併算定替の

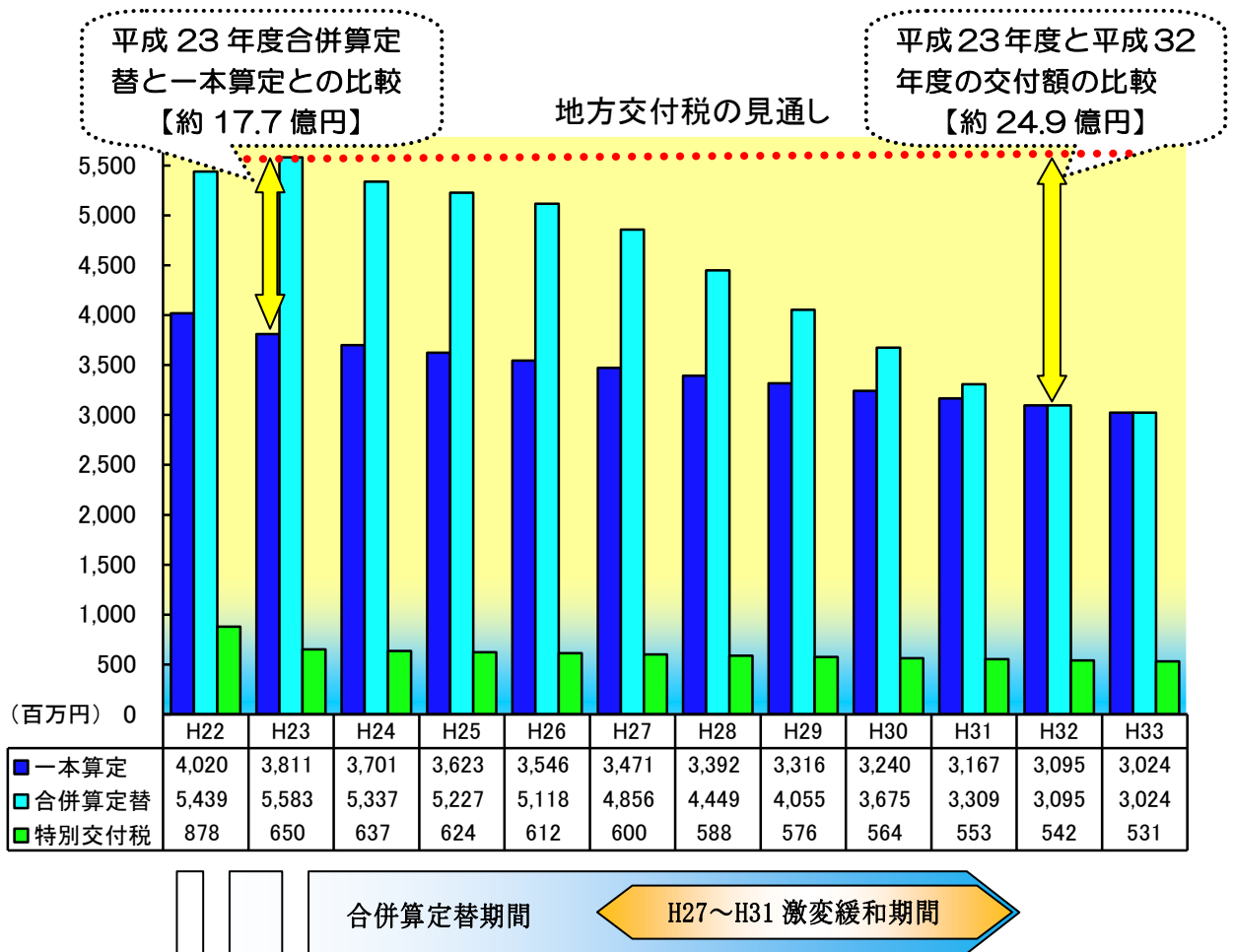
期間が終了する平成 32 年度には、新市の人口規模で算出した本来の交付税額(一本算定)となります。

平成 23 年度の本算定による交付税額は 3,811,361 千円で、合併算定替による交付税額 5,583,295 千円との比較は 1,771,934 千円であり、現時点でもこれだけ減額となることが分かります。

後年度の普通交付税の試算については、年々交付税総額が変動していることから、年2%の減で試算しています。また、3町合併の算定については、平成 27 年度から一本算定に向けた縮減の期間に入ります。旧近江町分は平成 28 年度から縮減の期間に入りますが試算上困難なため、3町合併の期間と同一で試算しました。この結果、合併算定替が終了する平成 32 年度の普通交付税は約 31 億円と試算しました。

イ 特別交付税

普通交付税と同様に年2%の減としています。

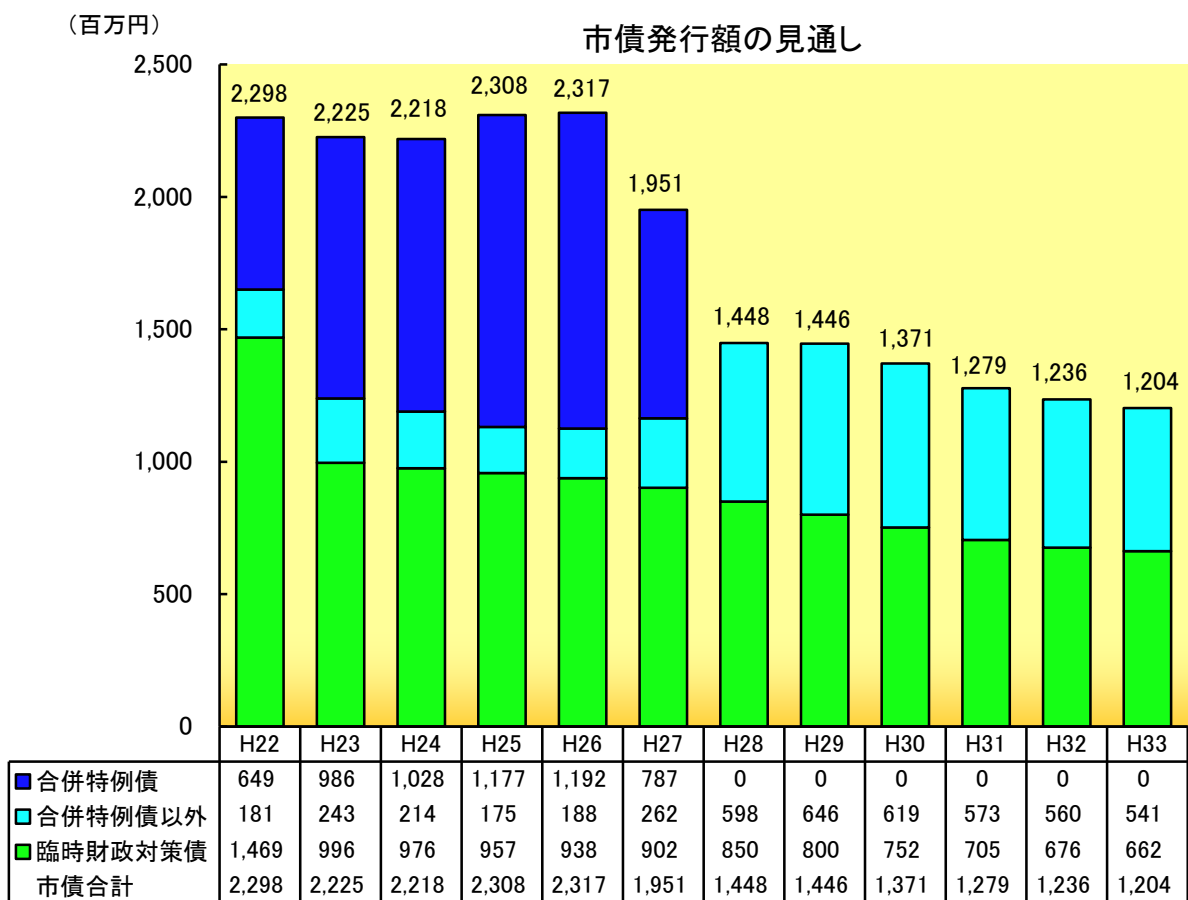


### ③ 市債

合併特例債については、補助事業や債務負担により事業費が明らかな事業などに充当しています。

合併特例事業以外の市債は、単独事業において防災、道路事業など充当可能な事業を選定し試算しています。

臨時財政対策債は、普通交付税の伸び率に準じて年2%の減少で試算し、平成24年度以降も制度が継続するものとしています。併せて平成27年度以降では普通交付税と同様に一本算定に向けた減額を行いました。



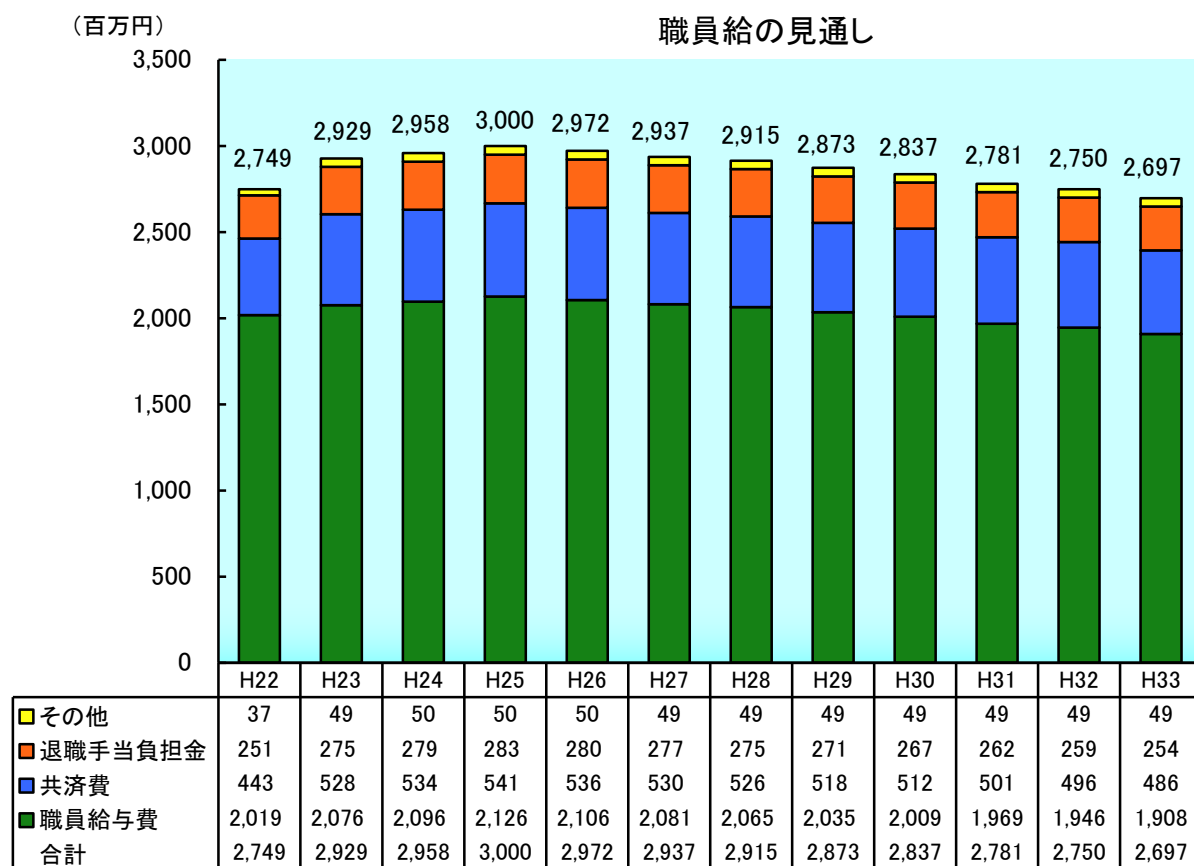


## (2) 歳出

### ① 人件費

市長等の特別職給与は、特例条例により市長給料を10%、副市長・教育長給料を5%、それぞれ減額して推計しています。職員給与費については、退職見込み者数と採用見込み者数の増減により影響額を反映する方法で試算しています。

減額の要因として定年退職見込み者数に1人当たり年間給与額を800万円と見込むほか、増額の要因として職員採用見込み者数に1人当たりの年間給与額を330万円とし、差し引いた額を平成23年度決算見込額に加算しています。また、定期昇給率を近年の状況から1.5%程度と見込んでいます。共済費などは、平成23年度における職員給与費に占める割合から後年度分を試算しているほか、退職手当組合負担金については負担金の増額を見込んでいます。



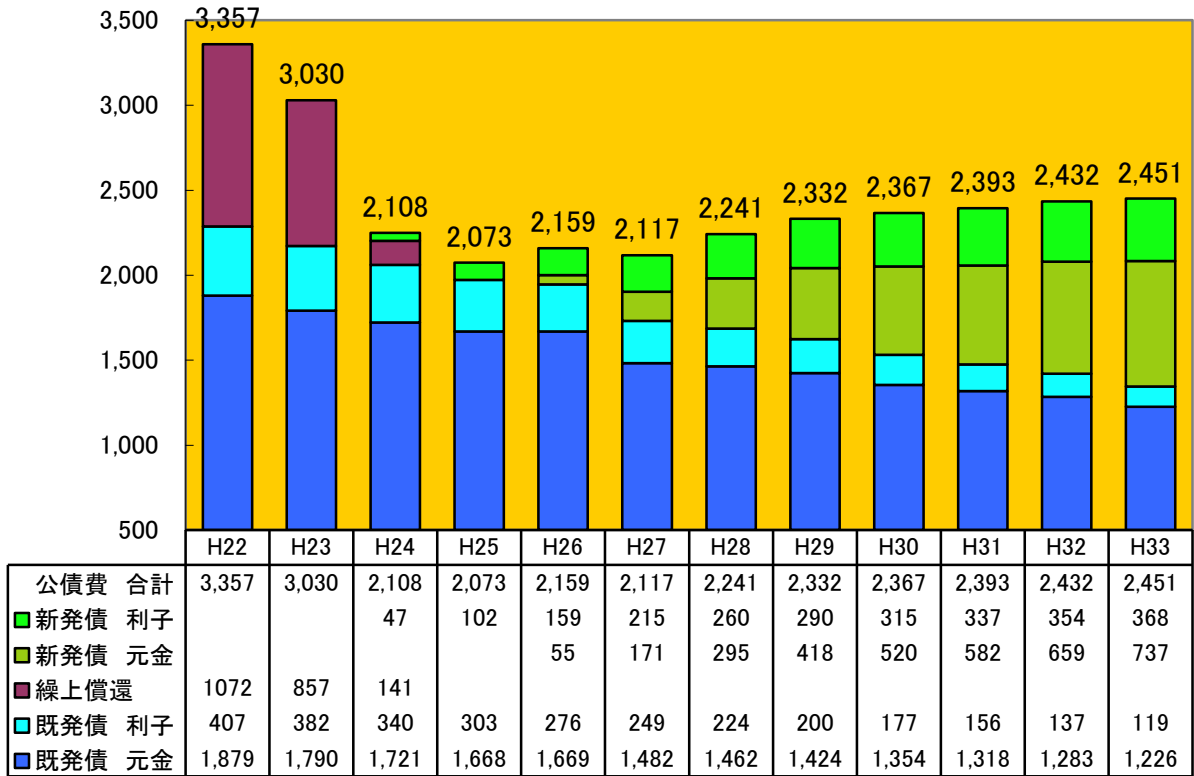
### ② 公債費

公債費は、合併特例債の償還が大きく、今後毎年20億円を超える水準で推移する見込みです。平成21年度以降、大幅な繰上償還を実施し将来負担の軽減に努めています。(グラフでは平成22年度までに発行した市債を「既発債」、平成23年度以降に発行する市債を「新発債」と区分しています。)

また、市債残高は後年度投資事業の抑制により市債の発行も減少傾向とするため、平成26年度の237億4,148万円がピークとなる見通しです。10年後の平成33年度は206億6,549万円の見通しです。(合併時の平成17年度市債残高231.6億円)

(百万円)

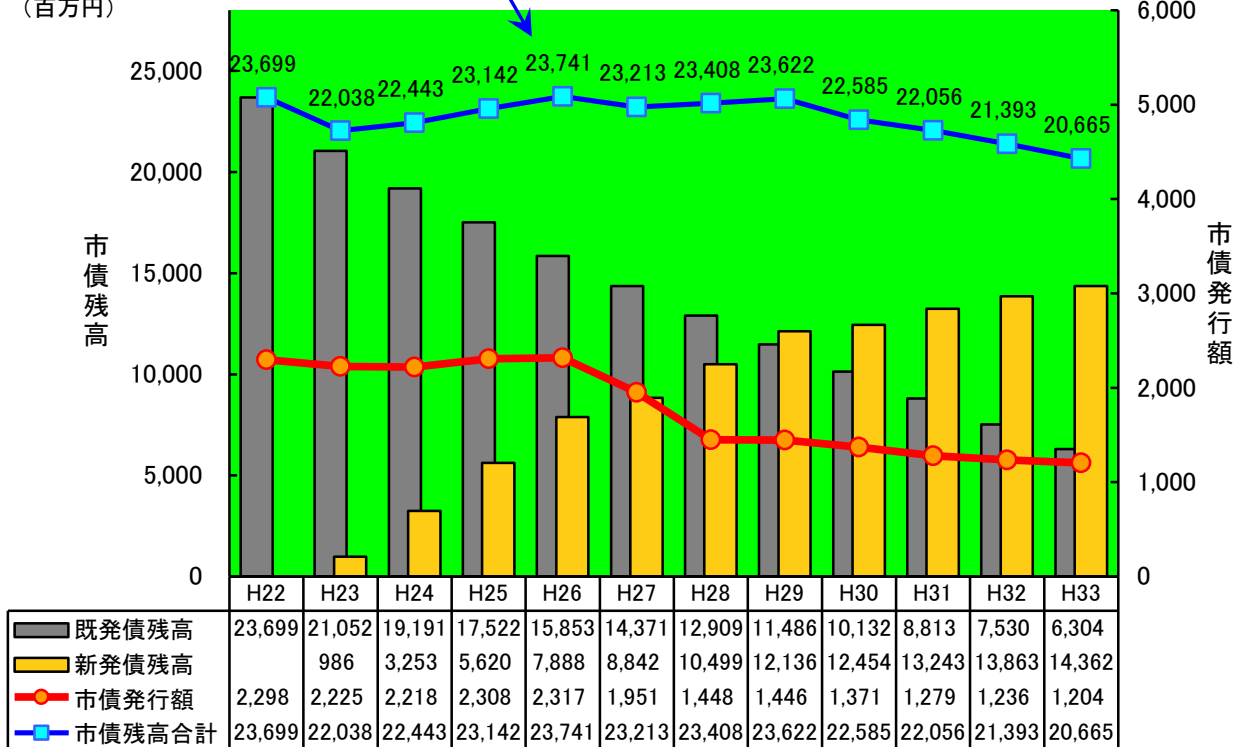
公債費(市債償還)の見通し



市債残高のピーク  
平成 26 年度 237 億 4,148 万円

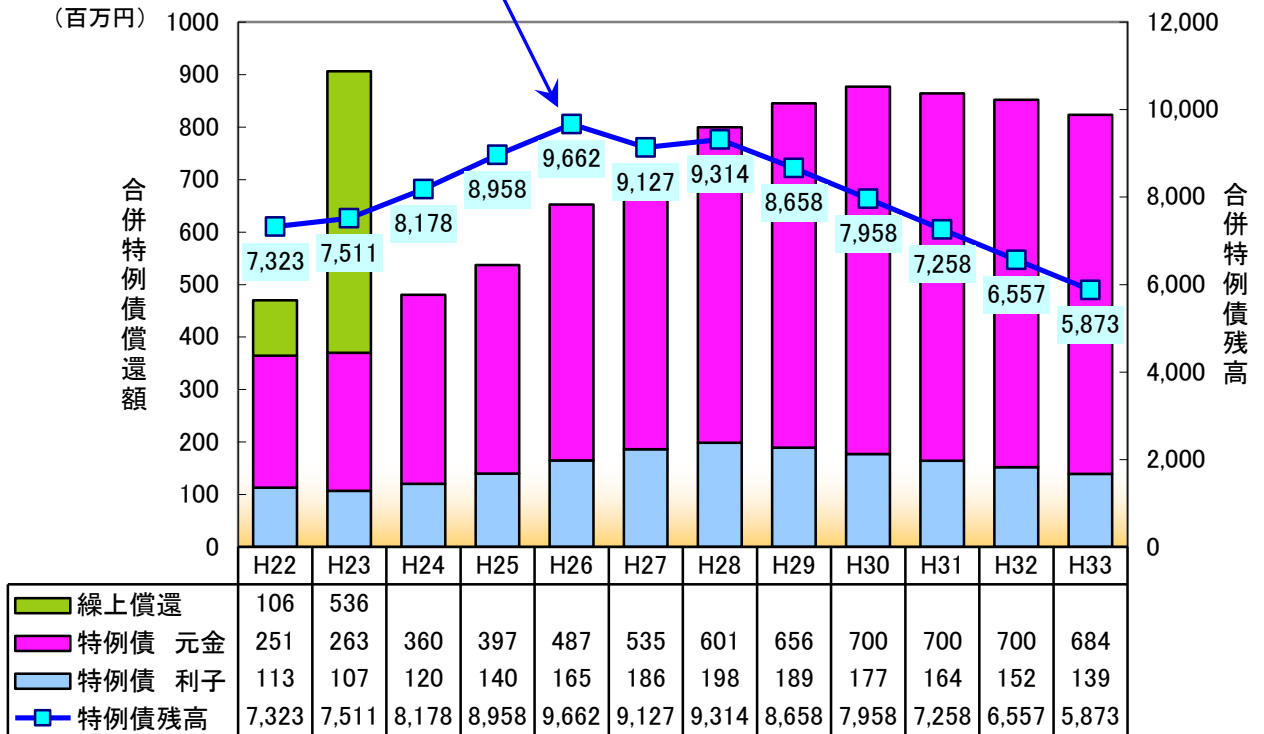
市債残高の見通し

(百万円)



合併特例債残高のピーク  
平成 26 年度 96 億 6,238 万円

合併特例債の償還見通し

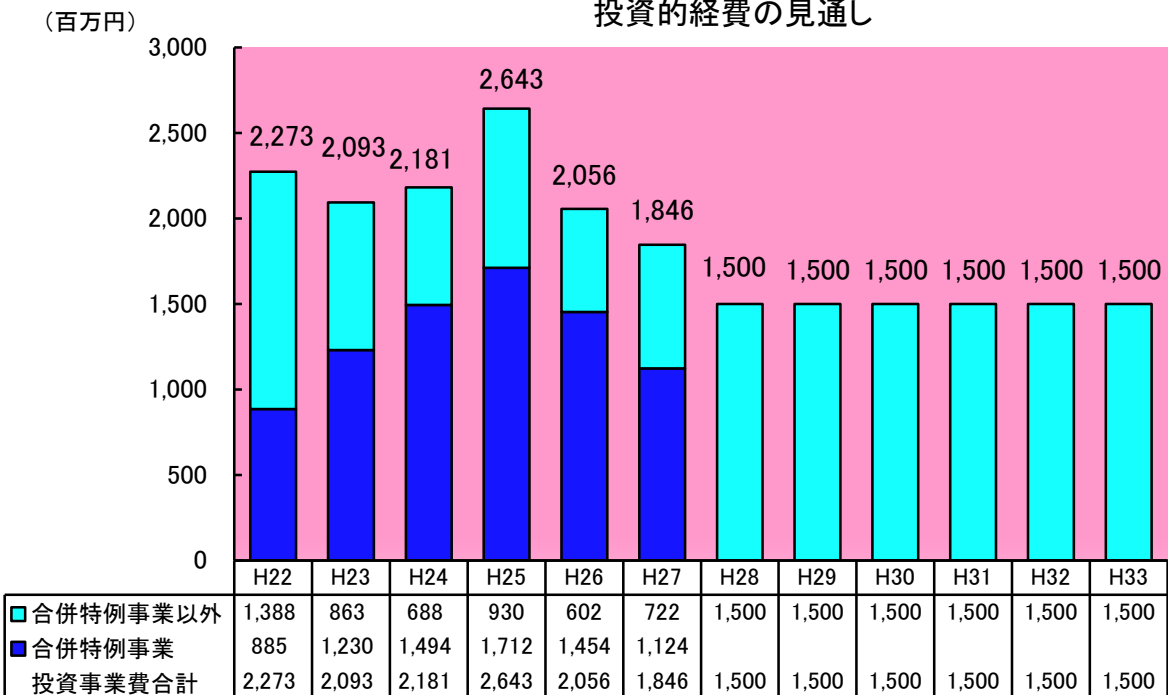


③ 投資的経費

主要事業については、総合計画との整合性を図るため、3年の計画期間で作成する実施計画から想定される事業を把握した上で、時期や事業費、財源の調整を図っています。

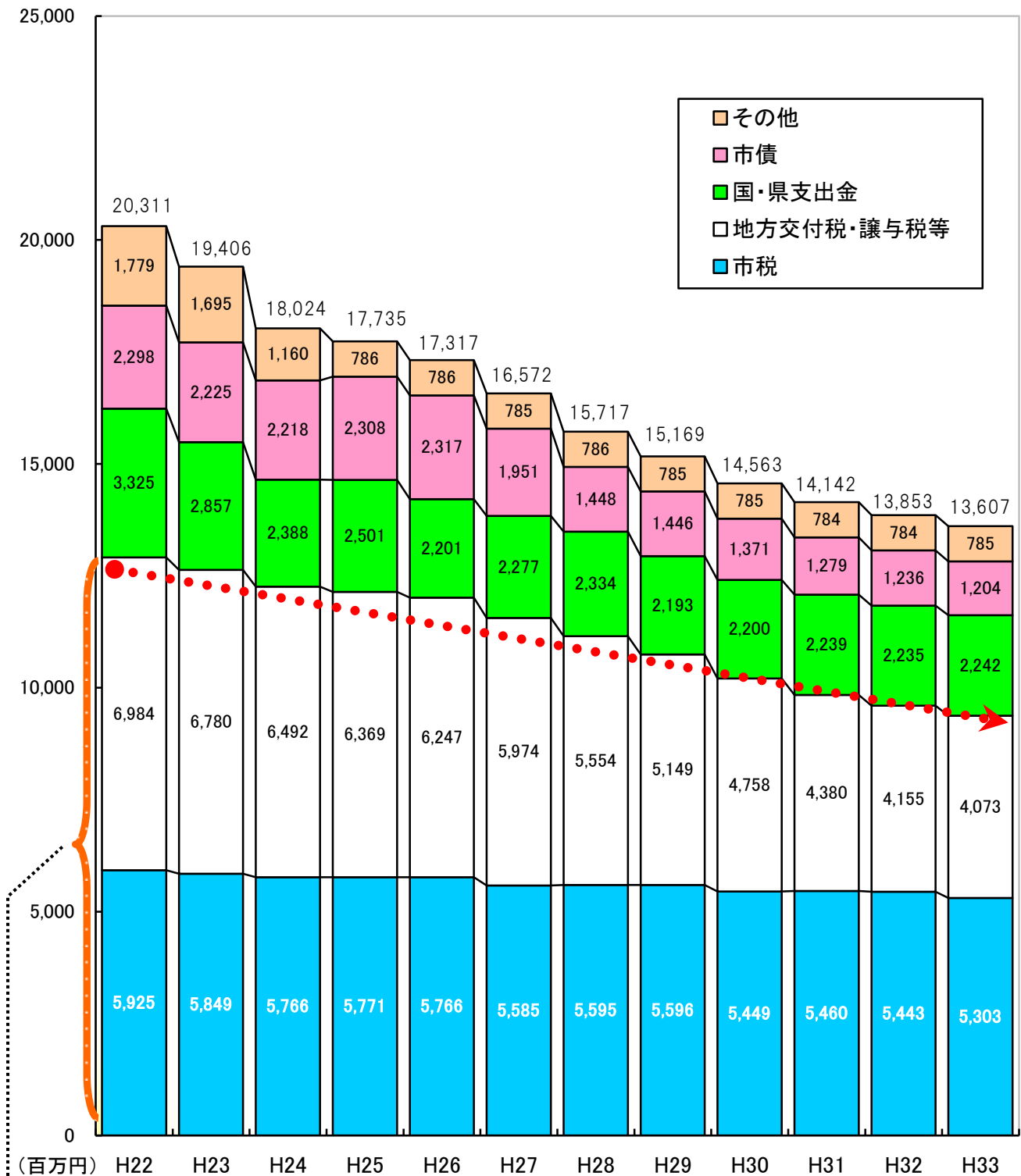
市債発行額と公債費の抑制を図るため、今後更に慎重に実施事業の見極めを行っていきます。

投資的経費の見通し



#### 4 歳入歳出総額と財政収支の見通し

##### (1) 歳入総額



市税、地方交付税など主要な一般財源（自由に使える財源）

**減少する見通し**

(2)歳出総額



**義務的な経費** (支出が義務付けられ、任意の削減が困難なもの)

**ほぼ横ばい**

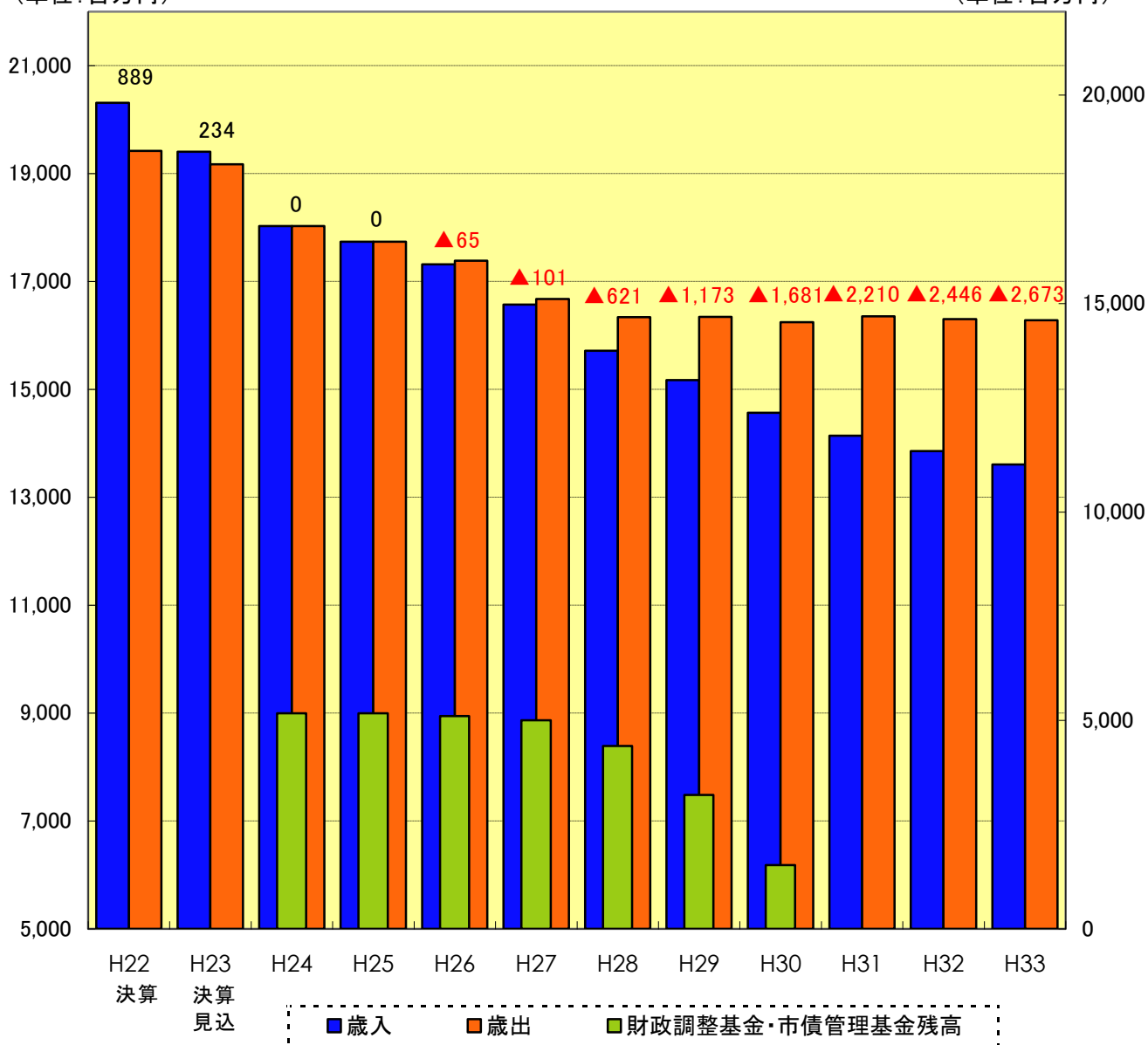
- 公債費は今後、投資事業の市債発行抑制を行っても当面横ばい
- 扶助費は増加、人件費は微減、繰出金は増加傾向

### (3) 財政収支の見通し

- 平成 25 年度までは収支均衡が見込めるものの、その後は歳入総額の減少に歳出総額の削減が追いつかないことから、平成 26 年度以降は収支不足となることを見込まれます。
- 収支不足を補うため、財政調整基金や市債管理基金を取り崩して対応するとしても、平成 31 年度には当該基金は底を突く見込みです。
- こうした厳しい状況を乗り越えるためには、行財政改革実施計画に基づく各取組を早期着実に遂行し、収支不足の解消と普通交付税減額後の歳入に見合う適正規模の財政運営を早期に確立する必要があります。

歳入・歳出総額  
(単位:百万円)

基金残高  
(単位:百万円)



## 平成 24 年度から平成 33 年度までの財政収支見通し

(単位: 百万円)

歳入	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
市税	5,925	5,849	5,766	5,771	5,766	5,585	5,595	5,596	5,449	5,460	5,443	5,303
地方譲与税	174	144	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
交付金等	493	403	379	379	379	379	379	379	379	379	379	379
地方交付税	6,317	6,233	5,974	5,851	5,729	5,456	5,036	4,631	4,240	3,862	3,637	3,555
国庫支出金	2,257	1,647	1,471	1,619	1,358	1,405	1,462	1,347	1,353	1,385	1,382	1,390
県支出金	1,068	1,210	917	882	843	872	872	846	847	854	853	852
市債	2,298	2,225	2,218	2,308	2,317	1,951	1,448	1,446	1,371	1,279	1,236	1,204
繰越金	866	889	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	34	20	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入ほか	879	786	785	786	786	785	786	785	785	784	784	785
<b>歳入合計</b>	<b>20,311</b>	<b>19,406</b>	<b>18,024</b>	<b>17,735</b>	<b>17,317</b>	<b>16,572</b>	<b>15,717</b>	<b>15,169</b>	<b>14,563</b>	<b>14,142</b>	<b>13,853</b>	<b>13,607</b>

歳出	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人件費	2,972	3,152	3,183	3,228	3,205	3,169	3,147	3,106	3,070	3,014	2,983	2,929
扶助費	2,348	2,687	2,632	2,648	2,664	2,691	2,718	2,745	2,773	2,800	2,828	2,857
公債費	3,357	3,030	2,979	2,030	2,115	2,073	2,197	2,289	2,323	2,349	2,388	2,407
物件費	2,552	2,483	2,418	2,409	2,351	2,299	2,273	2,182	2,137	2,152	2,058	2,020
補助費等	1,809	2,077	2,193	2,139	2,396	1,963	1,945	1,937	1,825	1,886	1,870	1,862
繰出金	2,993	2,350	2,310	2,511	2,468	2,503	2,429	2,455	2,489	2,522	2,544	2,578
投資的経費	2,273	2,093	2,181	2,643	2,056	1,846	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
投資出資金ほか	1,118	1,300	128	127	127	129	129	128	127	129	128	127
<b>歳出合計</b>	<b>19,422</b>	<b>19,172</b>	<b>18,024</b>	<b>17,735</b>	<b>17,382</b>	<b>16,673</b>	<b>16,338</b>	<b>16,342</b>	<b>16,244</b>	<b>16,352</b>	<b>16,299</b>	<b>16,280</b>

収支	889	234	0	0	▲65	▲101	▲621	▲1,173	▲1,681	▲2,210	▲2,446	▲2,673
累計			0	0	▲65	▲166	▲787	▲1,960	▲3,641	▲5,851	▲8,297	▲10,970
財調・市債管理 基金残高			5,169	5,169	5,104	5,003	4,382	3,209	1,528	▲682	▲3,128	▲5,801

※財政調整基金、市債管理基金残高欄は収支額の赤字額を各基金の取り崩しにより埋めた場合の数値であり、特定目的基金については基金の性格上、赤字解消の対象としていない。

# 財政用語の説明

## 《 予算関係 》

---

●一般会計(いっばんかいけい)

市の行政を運営するための基本的な経費を計上している会計です。

●特別会計(とくべつかいけい)

特定の事業を行うために特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に経理するための会計のことです。米原市では10の特別会計を設置しています。

●公営企業会計(こうえいきぎょうかいけい)

交通事業、ガス事業、水道事業など地方公共団体が経営する企業の会計のことをいいます。使用料など、その事業における収入でその事業をまかなう独立採算が原則です。米原市では水道事業を設置しています。

●収益的収支(しゅうえきてきしゅうし)

料金を主とする収入と、その収益を上げるために必要な人件費・物件費や建物・機械の減価償却費などの支出を計上しています。

●資本的収支(しほんてきしゅうし)

サービスの提供を維持し、将来に備えた施設整備を行うための企業債や補助金収入と、施設の建設改良費や償還金などの支出を計上しています。

●当初予算(とうしよよさん)

年度開始前の3月に議会の議決を経て定められる、1会計年度(4月1日から翌年3月31日)全体の基本的な予算です。

●補正予算(ほせいよさん)

年度途中における災害や法改正などの状況の変化に対応するため、当初予算を減額または増額する予算です。年4回開催される議会の定例会(6月、9月、12月、3月)や緊急の場合には臨時議会に提出され、議決を経て定められます。

●基金(ききん)

特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産または定額の資金を運用するために設ける資金や財産のことです。このうち、財政調整基金および、減債基金(市債管理基金)を除いた基金を「特定目的基金」として区分します。

・財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

・市債管理基金…市債の償還および市債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金です。



## 《 歳入関係 》

### ●市税(しぜい)

市民の皆さんや市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金で、市の収入の約3割を占める最も重要な収入です。

### ●地方譲与税(ちほうじょうよぜい)

地方揮発油税、自動車重量税など国税として徴収したものを市の道路の長さや面積など一定の基準に応じて市に譲与されるお金です。

### ●利子割交付金(りしわりこうふきん)

預金利子などに係る税金(利子割)の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。

### ●配当割交付金(はいとうわりこうふきん)

株の配当金などに係る税金(配当割)の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。

### ●株式等譲渡所得割交付金(かぶしきとうじょうとしょとくわりこうふきん)

株式譲渡によって所得が発生した場合に係る税金(株式等譲渡所得割)の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。

### ●地方消費税交付金(ちほうしょうひぜいこうふきん)

地方消費税の一部を、市の人口や従業者数に応じて県が交付するお金です。

### ●自動車取得税交付金(じどうしゃしゅとくぜいこうふきん)

自動車取得税の一部を、市の道路の長さや面積に応じて県が交付するお金です。市道の整備(新設、改良、維持など)に関する費用に使われます。

### ●地方特例交付金(ちほうとくれいこうふきん)

国が減税を行ったことにより、市の税収が減少した分を補うために国が交付するお金です。

また近年では平成 18、19 年度の児童手当制度の拡充、平成 22 年度からは子ども手当制度の創設に伴う財源措置として交付されています。

### ●地方交付税(ちほうこうふぜい)

全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を、市の財政規模などに応じて国が市に対して交付するお金です。

### ●交通安全対策特別交付金(こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん)

交通違反による反則金などの一部を、市内の事故発生件数や市の道路の長さに応じて国が市に対して交付するお金です。

### ●分担金/負担金(ぶんたんきん/ふたんきん)

市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。保育園の保育料などが該当します。

●使用料／手数料(しよりょう／てすりょう)

使用料は行政財産の目的外使用または、公の施設の使用に対し、維持管理費または減価償却費の限度内で使用者から徴収するものです。(体育館の使用料、公営住宅の家賃など)

手数料は、特定のもののためにする事務に要する経費相当分を徴収するものです。(戸籍・住民票の証明手数料など)

●国庫支出金(こっこししゅつきん)

国と市が共同で行う事業の経費を、あらかじめ定めた経費負担の区分に基づいて国が市に対して支出するものです。負担金、委託費、特定施設の奨励、財政援助のための補助金などがあり、原則として使い道が決められています。

●県支出金(けんししゅつきん)

県が市に対して支出するお金です。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの(間接補助金)があります。国庫支出金と同様、使い道が決められています。

●財産収入(ざいさんしゅうにゅう)

市が所有している財産(建物、土地など)の貸付・売払などにより得た現金収入です。公用地の売払収入や、基金積立金の利子などです。

●寄附金(きふきん)

金銭または、特定の財産を給付するもので民法上、贈与と呼ばれているものです。使い道が特定されない「一般寄附金」と、使い道を限定した「指定寄附金」があります。

●繰入金(くりいれきん)

市の基金や特別会計から繰り入れるお金です。

●繰越金(くりこしきん)

前年度の決算上余ったために繰り越されたお金です。

●諸収入(しょしゅうにゅう)

収入の性質により、他の科目に含まれない収入をまとめたものです。

●市債(しさい)

学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要となる時に、その資金を調達する長期的な借入金です。長期にわたって利用できるため将来の負担を分け合う働きもあります。

## 《 歳出関係 》

---

### [目的別分類]

歳出を、行政目的によって分類したものです。各部、各課の大まかな予算の比重を知ることができます。

#### ●議会費(ぎかいひ)

議会の運営に使われる経費です。

#### ●総務費(そうむひ)

市の全般的な管理を行うための事務経費です。市が所有する土地や建物など財産の維持管理、職員の給与、広報に使われます。

#### ●民生費(みんせいひ)

市民の皆さんの一定水準の生活と安定した社会生活を保障するため、障がいのある方や高齢の方に対する福祉の充実、子ども手当の支給や子育て支援に使われる経費です。

#### ●衛生費(えいせいひ)

市民の皆さんの健康で衛生的な生活環境を守るために、各種の健康診断や予防接種、環境対策、ごみの収集・処理などに使われる経費です。

#### ●農林水産業費(のうりんすいさんぎょうひ)

農業、林業、漁業の振興や農道・林道の維持整備のために使われる経費です。

#### ●商工費(しょうこうひ)

商業や工業の振興、観光事業などに使われる経費です。

#### ●土木費(どぼくひ)

道路や河川、公園などの整備、都市計画などまちづくりのために使われる経費です。

#### ●消防費(しょうぼうひ)

消防や火災予防など、災害対策のために使われる経費です。

#### ●教育費(きょういくひ)

教育環境の向上や学校施設の管理、生涯学習の充実、文化・スポーツの振興などのために使われる経費です。

#### ●災害復旧費(さいがいふっきゅうひ)

災害によって生じた被害の復旧に使われる経費です。

#### ●公債費(こうさいひ)

道路や学校の建設のために借り入れた市債(借金)を返済するための経費です。

●諸支出金(しょしゅつきん)

支出の性質により、他の科目に含まれない経費をまとめたものです。

[性質別経費]

歳出を、経済的性質を基準として分類したものです。分類の結果から財政の健全性、弾力性を測定することができます。

●人件費(じんけんひ)

議員の報酬、職員の給与などの経費です。

●物件費(ぶつけんひ)

市が支出する消費的性質の経費です。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などが該当します。

●維持補修費(いじほしゅうひ)

市が管理する公共施設や道路などを維持するための経費です。

●扶助費(ふじょひ)

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費(生活保護費、子ども手当など)や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。

●補助費等(ほじょひとう)

市から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付する経費です。主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助及び交付金(一般的な補助金)などが該当します。

●普通建設事業費(ふつうけんせつじぎょうひ)

道路、橋、学校など公共施設の新增設の建設事業に必要とされる経費です。

●災害復旧事業費(さいがいふっきゅうじぎょうひ)

災害によって生じた被害の復旧に必要な経費です。

●公債費(こうさいひ)

道路や学校の建設のために借り入れた借金を返済するための経費です。

●積立金(つみたてきん)

年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。

●投資および出資金／貸付金(とうし、しゅっしきん／かしつけきん)

財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。

●繰出金(くりだしきん)

会計相互間(一般会計から特別会計など)において支出する経費です。定額の資金を運用するための基金への積立金もここに含まれます。

●繰上充用(くりあげじゅうよう)

会計年度経過後、その会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てることです。

## 《 決算関係 》

---

●普通会計(ふつうかいけい)

地方公共団体の会計は、「一般会計」、「特別会計」によって構成されていますが、地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっています。そのままでは、財政比較や統一的な把握が困難なため、一般会計と公営企業会計を除く特別会計を合わせて、地方財政統計上、統一的な基準で比較できるよう用いられる会計区分です。

米原市では、一般会計、駐車場事業特別会計、米原駅東部土地区画整理事業特別会計のうち宅地造成を除く事業の合計額をいいます。

●自主財源(じしゅざいげん)

市が自主的に収入できる財源。(地方税、分担金および負担金、使用料、手数料などがあります)

自主財源の多寡は行政運営の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となるので、できる限り自主財源の確保に努めることが重要です。

●依存財源(いぞんざいげん)

国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする市の収入です。市独自で収入額を決められません。(地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります)

●一般財源(いっばんざいげん)

使い道を特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。(市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがあります)

●特定財源(とくていざいげん)

使い道が特定されている財源です。(国庫支出金、県支出金、市債などがあります)

## 《 財政指標 》

---

●形式収支(けいしきしゅうし)

歳入と歳出の差引き額(決算額)です。当該年度の(出納閉鎖期日における)収入された現金と支出された現金との差額を表します。

●実質収支(じっしつしゅうし)

歳入と歳出の差引き額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源(繰越明許費繰越額など)を除いた額です。

●標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模です。通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となります。

●実質収支比率(じっしつしゅうしひりつ)

実質収支を標準財政規模で割ったものです。一般的に、3%から5%が望ましいと考えられています。

●経常収支比率(けいじょうしゅうしひりつ)

経常的に支出する経費(人件費や施設の維持管理に係る経費など)に、一般財源(市税や国からの譲与税など)がどの程度使われているかを表します。この数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることとなり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な行政運営が困難であることを表します。市で 80%、町村で 75%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。

●公債費比率(こうさいひひりつ)

公債費による財政負担の度合いを判断する指標です。公債費に使われた一般財源の、標準財政規模に対する割合を表します。一般的に、10%を超えないことが望ましいとされています。

●公債費負担比率(こうさいひふたんひりつ)

一般財源総額のうち、公債費に使われている割合を表します。一般的に、財政運営上 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

●起債制限比率(きさいせいげんひりつ)

公債費による財政負担が過大にならないよう地方債の発行を制限するための指標で、標準財政規模に対する、公債費(交付税で措置される分を除く)の割合を表します。平成 17 年度以前は、この数値が 20%を超えると地方債の許可が一部制限されることとなっていました。平成 18 年度からは地方債協議制度が導入され、起債制限比率に代わって実質公債費比率(P22 参照)を用いることとなっています。

●財政力指数(ざいせいりよくしすう)

標準的な財政運営に必要となる一般財源のうち、自主財源(自ら調達できる財源)がどのくらい確保できるかという割合を表します。財政力指数が1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があることとなります。1を超えると普通交付税は交付されません。

●プライマリーバランス

歳入から地方債発行額を引いたものと、歳出から公債費を引いたものの差です。このプライマリーバランスが黒字の場合は、公債費以外の歳出を、地方債以外の歳入で賄っていることになり、地方債の残高も過大に増えることはない健全な状態であるといえます。一方、プライマリーバランスが赤字の場合は、公債費以外の歳出について地方債を発行しなければまかなえず、将来の世代に負担を先送りしている状態で、地方債の残高も増えることとなります。

●ラスパイレス指数

地方公務員の給与水準を、国家公務員の給与水準と比較するために用いる統計上の指数です。国の平均給料月額を100とした場合、市町村がどれくらいの値となるかを見るものです。

●健全化判断比率(けんぜんかはんたんひりつ)

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準額以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもののほか、他団体と比較することのより、財政状況を客観的に表すものです。

●実質赤字比率(じっしつあかじひりつ)

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。赤字の程度を指標化し財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

●一般会計等(いっばんかいけいとう)

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公営事業会計以外のものが該当します。

●実質赤字額(じっしつあかじがく)

当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

●連結実質赤字比率(れんけつじっしつあかじひりつ)

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示す指標となっています。

●公営企業

地方公共団体が経営する企業で、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用以外のものを法非適用企業としています。

法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様地方自治法に基づく財務処理を行います。

●実質公債費比率(じっしつこうさいひりつ)

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。市債返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。

この数値が18%以上になると地方債の発行に国や県の許可が必要になります。また、25%以上になると一般単独事業の起債が制限されるほか、早期健全化基準となっています。さらに、35%以上になると一般公共事業債の起債が制限されるほか、財政再生基準となっています。

●将来負担比率(しょうらいふたんひりつ)

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の市債や将来支払う可能性のある

負担など、現時点での残高を指標化し将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。

●資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営事業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示す指標となっています。